

玄海 2、3号機再稼働差止仮処分に係る答弁書の構成及び主張骨子

1 申立の趣旨に対する答弁

本件申立の却下を求める。

2 債務者の主張

第1章 債権者の主張は失当であること

- ・仮処分が認められるには、玄海 2、3号機において大事故が起こる具体的危険性について主張立証される必要がある。しかし債権者らは、その根拠として福島第一で事故が発生した事実を主張するのみで、玄海 2、3号機において大事故が起こる具体的な仕組み及びその根拠について全く主張していない。よって主張失当である。

第2章 地震及び津波に対する安全性

玄海 2、3号機増設時の地震・津波に対する安全確保

- ・過去の地震及び活断層等に関する調査・検討を行い、安全上の重要度に応じた耐震設計を行った。
- ・過去の津波に関する調査・検討を行い、津波によって原子炉施設が影響を受けることはないことを確認した。

指針改訂に伴う耐震安全性評価

- ・国より、新耐震指針に照らした耐震安全性評価実施及び新潟県中越沖地震の発生に伴う指示を受け、発電所主要設備の耐震安全性評価に問題ないことを確認した。現在、評価結果報告書について国の確認を受けている。
- ・津波については、過去の津波のみならず、海域活断層により想定される津波に対しても、原子炉施設の安全性に問題ないことを確認した。

第3章 緊急安全対策の実施

- ・国による緊急安全対策実施の指示を受け、短期的に新たに実施すべき対策及び充実すべき対策(短期対策)及び更なる安全性向上対策(中長期対策)を策定・実施し、その実施状況について国に報告した。当社の緊急安全対策については、適切に実施されているとの国の判断を受けている。
- ・短期対策は全て完了し、中長期対策を実施中である。

第4章 結語

債権者らが主張するような大事故が起こる危険性はなく、本件申立ては却下されるべきである。

以上